

放課後等福祉連携支援事業

平成28年度～平成30年度



令和5年3月
文部科学省

はじめに

放課後等福祉連携支援事業

障害のある子供の支援にあたっては、関係機関が連携し、切れ目ない支援体制を構築することが重要です。

平成30年3月には、文部科学省と厚生労働省の両省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」（以下、「トライアングルプロジェクト」という）の報告がとりまとめられました。トライアングルプロジェクトを契機に、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成するための学校教育法施行規則の改正が行われる等、教育と福祉の連携は着実に進展しています。

令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」においても、保健・医療・福祉・教育部局と家庭との一層の連携の重要性が指摘されている中、これまで積み重ねられてきた、教育と福祉の連携に関する取組を振り返り、その横展開や理解啓発を一層推進する必要があります。

文部科学省では、平成28年度から平成30年度までの期間、「放課後等福祉連携支援事業」（以下、「本事業」という。）を実施しました。本事業では、1県4市の教育委員会において、「福祉連携校」を指定し、放課後等福祉連携調整員を配置するなど、学校と放課後等デイサービス等の福祉機関との連携支援や支援内容の共有方法等に関する好事例の創出や収集を行ったところです。

本事業では、現在においても参考となるような取組が積み重ねられてきたことを踏まえ、この度、本事業の事業期間中の研究成果をまとめるとともに、事業期間終了後における本事業の取組及び成果の継続状況や普及状況等に関する教育委員会へのヒアリングを実施し、実践事例集としてとりまとめました。各教育委員会や学校等において、本実践事例集も御活用いただき、教育と福祉の連携の更なる推進を図っていただくことを期待しております。

最後に、本事業を取り組んでいただいた関係各位や、ヒアリングにご協力いただいた教育委員会に心から敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

目次

本事業の概要	1
--------	---

事例	2
----	---

01 徳島県教育委員会	3
-------------	---

02 霧島市教育委員会	5
-------------	---

03 坂東市教育委員会	7
-------------	---

04 豊橋市教育委員会	7
-------------	---

05 箕面市教育委員会	7
-------------	---

本事業の概要

事業内容

本事業の委託先（都道府県・指定都市、市町村教育委員会）は、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校の中から、放課後福祉機関に通っている児童生徒が在籍する学校を福祉連携校に指定し、以下の取組を実施しました。

取組項目

01

福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

- 年間を通じて両者との間で交わすべき情報の整理（年間計画、行事予定、対象となる児童生徒の下校時刻、引継ぎの項目等）
- 下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故の際の連絡調整体制の構築（保護者も含めた緊急連絡体制や対応マニュアル等の作成）
- 放課後等デイサービス計画等との連携や、個人情報等に配慮した、様式、項目等の個別の教育支援計画の検討・作成

取組項目

02

保護者の同意を得つつ、福祉機関との連携内容を発展させるための手法の研究

- 福祉連携校における支援内容（言葉かけの方法、パニック時の対応等）や、放課後等福祉機関における児童生徒の活動の状況、発達の状況や課題について、福祉連携校、放課後等福祉機関、保護者との共通理解を図るための手法
- 日々の連携内容に関する個別の教育支援計画における記録及び内容の精査
- 保護者も含めたケース会議の実施及びそれを踏まえた福祉連携校での支援内容や、放課後等デイサービス計画の支援目標の見直し

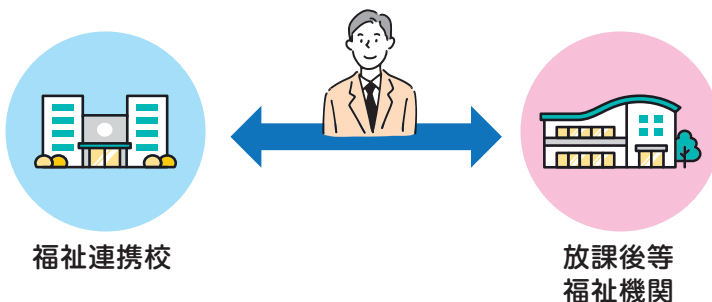
※放課後等福祉機関…放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）を行う指定放課後等デイサービス事業又は市町村が実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）において、障害のある児童生徒の受け入れを積極的に行っている実施先。

実施方法

- ☑ 実施にあたっては、福祉連携校の関係者、福祉部局関係者、有識者等から組織される「教育福祉連携研究地域運営協議会」を設置し、長期計画の策定や、情報整理、計画見直し等を実施しました。
- ☑ また、下記の役割を担う「放課後等福祉連携調整員」を配置し、研究に取り組みました。

- 「福祉連携校」と「放課後等福祉機関」における日々の定期的な情報共有
- 保護者を含めた意見交換の場の設定
- 放課後等福祉機関の支援状況の把握
- 福祉連携校における教員に対する支援・アドバイス

放課後等福祉連携調整員



事例



事例

01

徳島県教育委員会

背景等

- 徳島県では、放課後等デイサービス事業所の拡大に伴い、「十分な知識や技能、経験を持った職員の不足」、「学校との連携で情報共有が不足」等の課題が明らかになっている。
- 平成 28 年に策定された「徳島県発達障がい者総合支援プラン」にかかるパブリックコメントにおいて「放課後等デイサービス事業所のスタッフが発達障害についての知識や対応技術をさらに高めていく必要がある」との意見が寄せられている。

取組のテーマ

- ①発達障害等のある児童に対する支援の充実のため、学校と放課後等デイサービス事業所の連携支援の在り方や支援内容の共有方法について研究を行う
- ②研究で得られた成果を地域で共有し、市町村における放課後福祉連携のモデルを構築する

主な取組内容

個別の支援計画等の内容の交換

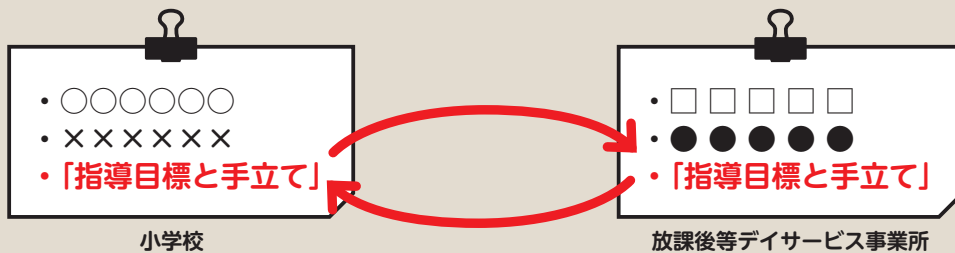
- ✓ 学校と放課後等デイサービス事業所間の連絡に必要な手続きの整備のため、小学校と事業所間で、個別の教育支援計画等の「指導目標と手立て」を交換する試みを行いました。
- ✓ 交換をするにあたり、保護者の同意を得るための「保護者への説明文」や「同意書」や、「相手方事業所・小学校への説明資料」など、必要な書式を作成しました。

POINT



放課後等デイサービス事業所と小学校の支援計画を比較し、交換する項目を決定

交換にあたって、放課後等デイサービス事業所と学校がそれぞれ利用する支援計画等の書式を比較したところ、同じ「支援計画」と言っても、双方の記述内容は大きく異なることがわかりました。有意義な情報交換とするためには、具体的な内容を交換する必要があることから、具体的に記述された「指導目標と手立て」を交換することとしました。



「指導目標と手立て」を共有した指導の事例

- 特別支援学級に在籍する小学校 1 年生
- 放課後等デイサービス事業所の生活指導の中で小学校の宿題に取り組む際、苦手な宿題の時に指導者への質問が多くなったり、時間がかかったりする

指導目標

放課後等デイサービス事業所で、小学校の宿題に一人で 20 分程度集中して取り組む

手だて

宿題が終わったら貼るシールと表を用意し、本人には「シールが貯まるとご褒美がある」と伝える



小学校



児童



放課後等
デイサービス
事業所

児童が宿題を仕上げたら賞賛し、表にシールを貼る

県及び市町村の特別支援地域連携協議会を活用し取組を周知・拡大

- ✓ 指定校の所在する藍住町に設置されている「藍住町特別支援地域連携協議会」で取組の周知・連携書類の書式の配布を行いました。
- ✓ 徳島県内各市町村の特別支援教育関係者が参加する「徳島県特別支援地域連携協議会」で、周知・連携書類の書式の配布を行いました。
- ✓ 県の地域連携協議会には県内 24 市町村の職員が参加しました。その結果、実際に県内の 1 市町村で「連携に関する調査」が実施され、連携書類の書式が配布されました。



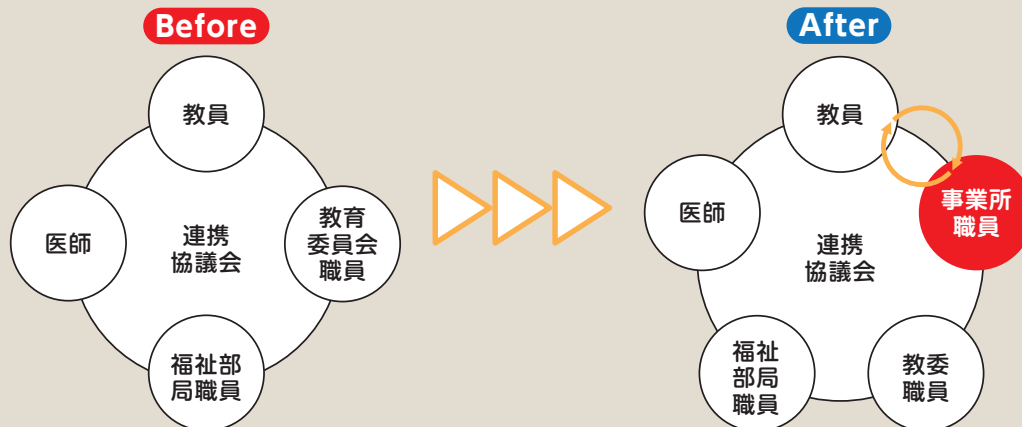
平成 29 年度第 1 回藍住町特別支援地域連携協議会の様子

POINT



「藍住町特別支援地域連携協議会」のメンバーに放課後等デイサービス事業所の職員を追加

学校と放課後等デイサービス事業所の間には、「互いの連絡窓口や連絡可能時間が明確でない」という課題がありました。そこで藍住町では、特別支援地域連携協議会のメンバーに放課後等デイサービス事業所の職員を加えることで、協議会を、学校と事業所の間で「互いに顔の見える関係」を構築する場所として活用しました。



ぶっちゃけ
今でも続いていますか??

徳島県教育委員会に聞いてみました!

- ✓ 本事業期間終了後も引き続き、藍住町特別支援地域連携協議会に放課後等デイサービス事業所の職員が参加しており、「互いに顔の見える関係」を構築・維持する場として活用されています。
- ✓ 令和 4 年度藍住町特別支援地域連携協議会には、藍住町内の放課後等デイサービス 9 事業所が参加し、39 名の協議会委員のうち、9 名が放課後等デイサービス事業所の担当者でした。



事例

02

霧島市教育委員会(鹿児島県)

背景等

- 霧島市では、特別支援学校による巡回相談や障害児通所支援事業所による保育所等訪問支援等を活用し、特別な支援を要する児童・生徒への具体的な支援方法などの助言をもらい一人一人に応じた支援を行ってきたが、巡回相談等だけでは、対応できない事案が多く出てきている。
- 特別支援学級数が急増する中で、指導経験のない教職員が担任をせざるを得ない場合も多く、専門的な知識が十分でないことから、支援方針に対して保護者の理解を得にくいことがある。

取組のテーマ

福祉機関と学校が緊密に連携し、専門的な立場からのアセスメントに基づいた支援の工夫を「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」に取り入れることで「支援の柱」を明確化し、効果的な指導や保護者の理解、教職員の教育力・組織力向上につなげる

主な取組内容

学校教職員と放課後等デイサービス事業所職員による合同研修会

- ☑ 霧島市では、学校と福祉機関がお互いを知り、共同で支援する体制を作るために、学校の教職員と放課後等デイサービス事業所の職員が合同で学ぶ研修会を開催しました。
- ☑ 「事例研修会」として計4回開催。専門知識と経験を持つ放課後等福祉連携調整員や社会福祉士を講師に、講話や演習、質疑応答を実施し、毎回80名～100名の教職員および放課後等デイサービス事業所職員が参加しました。



合同研修会の様子

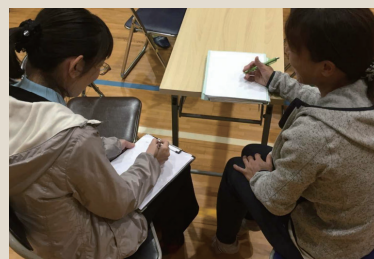
POINT



研修後に学校と放課後等デイサービス事業所の間で情報共有会を実施

学校と放課後等デイサービス事業所間の情報連携の課題として、日程調整が困難なことが挙げられていたことから、合同研修の後に30分間の情報共有の場を設けました。

研修会参加者が、その場で情報交換を行うことで、時間を有効活用し情報共有と支援の方向性の確認ができました。



研修会後に行われた情報交換会の様子

学校・放課後等デイサービス事業所・相談支援事業所による情報交換会

- 小・中学校の教員、放課後等デイサービス事業所の職員、相談支援事業所の職員が参加する情報交換会を開催しました。同日には市内ほぼすべての小・中学校の教員と事業所の職員が参加する講演会が行われており、関係者が一堂に集まる機会を捉えて、開催しました。
- 当日は4つの小・中学校、5つの放課後等デイサービス事業所、3つの相談支援事業所が参加しました。それぞれが支援計画と持ち寄って交換し、困りごとの確認と支援計画の見直し、それぞれの役割の明確化を行いました。



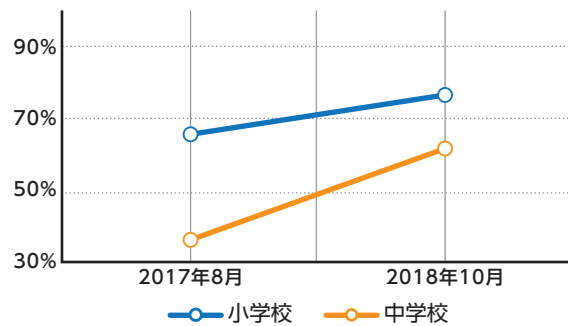
情報交換会の様子

本事業の成果

学校における放課後等デイサービス事業所の認知が進む

- 本事業1年目と2年目に小・中学校に対して行ったアンケートの結果を比べると、学校が放課後等デイサービス事業所を把握している割合が高まっています。
- 合同研修や情報共有会等の取組を通して、学校側で放課後等デイサービス事業所の認知が進んだことがわかります。

学校が把握している放課後等デイサービス事業所の割合



(出典：霧島市「放課後等福祉連携支援事業 研究のあゆみ (2年次報告)」)



霧島市教育委員会に聞いてみました!

- 事業期間終了後も、教育・福祉合同の研修や情報交換会は引き続き実施しています。2022年の研修では、特別支援教育コーディネーターや通級指導担当者等約50名に加え、放課後等デイサービス事業所等から約20名が参加し、特別支援学級での実践事例や放課後等デイサービス事業所の活用について研修を行いました。
- 情報交換会の参加者は事業実施当時から増えています。また、当時は参加していなかった訪問相談支援事業所の職員や、通常学級の担任も参加するようになっています。

情報交換会の参加者数の推移

	2018	2022
放課後等デイサービス	10	16
訪問相談支援事業所 ◀NEW	—	5
特別支援学級担任	19	40
通常学級担任 ◀NEW	—	10
計	29	71

(霧島市へのヒアリング結果を基に作成)

約 2.5 倍に増加!



事例

03

坂東市教育委員会(茨城県)

主な取組内容

学校・事業所・家庭それぞれの対応方法を示した
ハンドブックを作成

- ✓ 学校と放課後等デイサービス事業所、保護者の3者の連携を促進するためのハンドブックを作成しました。
- ✓ ハンドブックには5つの事例を掲載し、学校、放課後等デイサービス事業所、家庭のそれぞれの立場での具体的な対応を示しました。

坂東市教育委員会『家庭・学校・放課後等デイサービス事業所の連携のためのハンドブック「にじのかけはし」』



事例

04

豊橋市教育委員会(愛知県)

主な取組内容

学校と放課後等デイサービス事業所に情報連携ツールの課題をヒアリングし、様式を改善

- ✓ 福祉連携調整員を3名配置し、市内で活用していた情報連携ツールの課題について学校と放課後等デイサービス事業所にヒアリングを行いました。
- ✓ 課題に基づいて情報連携ツールの様式を改善し、より連携しやすいものになりました。

豊橋市「つながるシート」



		【様式1】つながるシート											
		氏名		住所		電話番号		Eメール		担当		備考	
		姓	名	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒
学校	校長												
	教務主任												
放課後等デイサービス事業所	所長												
	副所長												
保護者	保護者A												
	保護者B												
その他	その他A												
	その他B												



事例

05

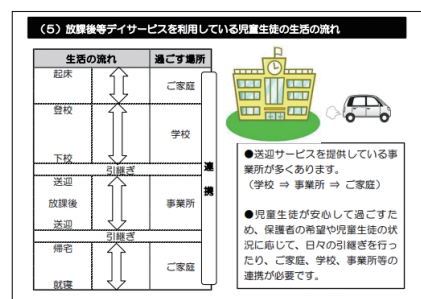
箕面市教育委員会(大阪府)

主な取組内容

特別支援教育ハンドブックに放課後等デイサービス事業所の説明を追加

- ✓ 従来から市内で活用していた特別支援教育に関するハンドブックを改訂し、放課後等デイサービス事業所の説明を入れ、周知を図りました。

(出典：箕面市教育委員会『箕面市支援保育・支援教育推進ハンドブック』)



放課後等デイサービスを利用して
いる児童生徒の生活の流れ



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY•JAPAN